

かがわマラソン（仮称）実行委員会 第2回総会

**令和7年1月
書面開催**

かがわマラソン（仮称）実行委員会

第2回総会 資料目次

第2回総会

＜第1号議案＞

かがわマラソン（仮称）の大会名称（案）について . . . P 1

＜第2号議案＞

かがわマラソン（仮称）実行委員会会則の改正（案）について . . . P 2

＜説明事項＞

かがわマラソン実行委員会会則・名簿（案）について . . . P 4

かがわマラソン（仮称）の大会名称（案）

大会のコンセプトである「オール香川」で一体となって盛り上げる大会を表すことや、プロモーションをする上でシンプルな名称が有効であることから、「かがわマラソン（仮称）」の大会名称を「かがわマラソン」とし、令和 8 年（2026 年）3 月 15 日（日）に開催予定の第 1 回大会名称を「かがわマラソン 2026（にーぜろにーろく）」と決定する。

かがわマラソン（仮称）実行委員会会則の改正（案）

（改正理由）

大会名称の決定と実行委員会委員に香川県レンタカー協会会長を追加することに伴い、実行委員会会則を改正するもの。

（新旧対照表）

（１）条 文

改正後	改正前
<u>かがわマラソン</u>実行委員会会則 （名称） 第１条 本会は、<u>かがわマラソン</u>実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。 （目的） 第２条 実行委員会は、<u>かがわマラソン</u>を円滑に開催するため、必要な事業を実施することを目的とする。 （事業） 第３条 略 （１）<u>かがわマラソン</u>の開催に必要な計画の策定及び準備に関すること （２）<u>かがわマラソン</u>の実施及び運営に関すること （検討委員会） 第１０条 略 ２ 略 ３ 略 ４ 略	<u>かがわマラソン（仮称）</u>実行委員会会則 （名称） 第１条 本会は、<u>かがわマラソン（仮称）</u>実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。 （目的） 第２条 実行委員会は、<u>かがわマラソン（仮称）</u>を円滑に開催するため、必要な事業を実施することを目的とする。 （事業） 第３条 略 （１）<u>かがわマラソン（仮称）</u>の開催に必要な計画の策定及び準備に関すること （２）<u>かがわマラソン（仮称）</u>の実施及び運営に関すること （検討委員会） 第１０条 略 ２ 略 ３ 略 ４ 略

(1) <u>かがわマラソン</u> の準備、実施等に関する基本的な事項	(1) <u>かがわマラソン（仮称）</u> の準備、実施等に関する基本的な事項
--------------------------------------	--

(2) 別 表

改正後		改正前	
別表（第4条関係）＜抜粋＞		別表（第4条関係）＜抜粋＞	
委員	国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所長	委員	国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所長
	四国旅客鉄道（株）代表取締役社長		四国旅客鉄道（株）代表取締役社長
	高松琴平電気鉄道（株）代表取締役社長		高松琴平電気鉄道（株）代表取締役社長
	ことでんバス（株）代表取締役社長		ことでんバス（株）代表取締役社長
	（一社）香川県バス協会会長		（一社）香川県バス協会会長
	香川県タクシー協同組合理事長		香川県タクシー協同組合理事長
	（一社）香川県トラック協会会長		（一社）香川県トラック協会会長
	香川県旅客船協会会長		香川県旅客船協会会長
	<u>香川県レンタカー協会会長</u>		

(3) 附 則

附則に、「この会則は、令和7年2月1日から施行する。」を追記する。

かがわマラソン実行委員会会則（案）

第1章 総 則

（名称）

第1条 本会は、かがわマラソン実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、かがわマラソンを円滑に開催するため、必要な事業を実施することを目的とする。

（事業）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）かがわマラソンの開催に必要な計画の策定及び準備に関する事
- （2）かがわマラソンの実施及び運営に関する事
- （3）前各号に掲げるもののほか、実行委員会の目的を達成するために必要な事業に関する事

第2章 組 織

（構成）

第4条 実行委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

（役員）

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- （1）会長 1名
 - （2）副会長 若干名
 - （3）監事 2名
- 2 会長は、香川県知事をもって充てる。
 - 3 副会長は、高松市長、綾川町長、一般財団法人香川陸上競技協会会長をもって充てる。
 - 4 監事は、高松市会計管理者、綾川町会計管理者をもって充てる。

（役員の職務）

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定めた順序により、その職務を代行する。
- 3 監事は、実行委員会の会計を監査する。

（任期）

第7条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により就任した委員等の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

第3章 会 議

(会議)

第8条 実行委員会の会議(以下「総会」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 総会は、委員等の過半数の出席がなければ、開会することができない。ただし、会長の判断により、書面による開催とすることができる。
- 3 委員等は、やむを得ない理由により総会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 4 総会の議決は、出席した委員等の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に総会への出席を求めることができる。

(議決事項)

第9条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 会則に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 検討委員会への付託に関する事項
- (5) その他実行委員会の事業に関する重要な事項

(検討委員会)

第10条 実行委員会に、検討委員会を置く。

- 2 検討委員会は、会長が指名する検討委員をもって組織する。
- 3 委員長は、香川県交流推進部交流推進課長をもって充てる。
- 4 検討委員会は、次に掲げる事項について議決し、総会に報告する。
 - (1) かがわマラソンの準備、実施等に関する基本的な事項
 - (2) 総会から付託された事項
 - (3) 緊急を要する場合で総会を招集する暇がないと認められる事項
 - (4) その他会長が実行委員会の運営のため必要と認める事項
- 5 第8条の規定は、検討委員会に準用する。この場合において、「会長」とあるのは「委員長」、「委員等」とあるのは「検討委員」と、それぞれ読み替えるものとする。

(専決処分)

第11条 会長及び委員長は、緊急を要する場合で総会及び検討委員会を招集する暇が

ないと認められるときは、その議決すべき事項について専決処分することができる。

- 2 会長又は委員長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会又は検討委員会において報告し、その承認を求めなければならない。

第4章 事務局

(事務局)

第12条 実行委員会の事務を処理するために、香川県交流推進部交流推進課マラソン準備室内に事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第5章 会 計

(経費)

第13条 実行委員会の経費は、負担金、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の出納は、翌年度の5月31日限りとする。

第6章 解 散

(解散)

第15条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

(残余財産の帰属)

第16条 実行委員会が解散する場合において、その残余財産が存在する場合の帰属先は、総会で決定する。

第7章 補 則

第17条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、令和6年10月17日から施行する。

2 実行委員会の令和6年度における会計年度は、第14条の規定に関わらず、実行委員会設立の日から令和7年3月31日までとする。

3 実行委員会は、実行委員会の設立前に行った香川県交流推進部交流推進課マラソン準備室の業務に関して発生した権利・義務関係を承継する。

附 則

1 この会則は、令和7年2月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	役職名
会長	香川県知事
副会長	高松市長
	綾川町長
	（一財）香川陸上競技協会会長
委員	香川県議会議長
	高松市議会議長
	綾川町議会議長
	香川県市長会会長
	香川県町村会会長
	（公財）香川県スポーツ協会会長
	（公財）高松市スポーツ協会会長
	綾川町体育協会会長
	香川プロスポーツクラブ連絡協議会会長
	（一社）香川経済同友会代表幹事
	香川県商工会議所連合会会長
	香川県商工会連合会会長
	（公社）香川県観光協会会長
	（公財）高松観光コンベンション・ビューロー理事長
	綾川町観光協会会長
	（一社）日本旅行業協会中四国支部香川県支部支部長
	香川県ホテル旅館生活衛生同業組合代表理事
	高松中央商店街振興組合連合会理事長
	（一社）香川県医師会会長
	（公社）香川県看護協会会長
	（公社）香川県柔道整復師会会長
	国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所長
	四国旅客鉄道（株）代表取締役社長
	高松琴平電気鉄道（株）代表取締役社長
	ことでんバス（株）代表取締役社長
	（一社）香川県バス協会会長
	香川県タクシー協同組合理事長
	（一社）香川県トラック協会会長
	香川県旅客船協会会長
	香川県レンタカー協会会長
	（一社）高松市コミュニティ連合会会長
	綾川町自治会連合会長
	香川県交流推進部長
	香川県危機管理総局長
	香川県土木部長
	香川県教育長
	香川県警察本部長
	高松市創造都市推進局長
	高松市消防局長
	高松市教育長
	綾川町経済課長
	綾川町教育長
監事	高松市会計管理者
	綾川町会計管理者

かがわマラソン実行委員会名簿（案）

（順不同）

役職名	区分	団体名・役職名	氏名
会長	—	香川県知事	池田 豊人
副会長	— (3名)	高松市長	大西 秀人
		綾川町長	前田 武俊
		(一財) 香川陸上競技協会会長	詫間 茂
委員	— (5名)	香川県議会議長	松原 哲也
		高松市議会議長	大見 昌弘
		綾川町議会議長	河野 雅廣
		香川県市長会会長	山下 昭史
		香川県町村会会長	谷川 俊博
	スポーツ (4名)	(公財) 香川県スポーツ協会会長	楨田 實
		(公財) 高松市スポーツ協会会長	大西 努
		綾川町体育協会会長	萱原 義雄
		香川プロスポーツクラブ連絡協議会会長	和泉 享
	経済・観光 (9名)	(一社) 香川経済同友会代表幹事	松村 英幹
		香川県商工会議所連合会会長	綾田 裕次郎
		香川県商工会連合会会長	篠原 公七
		(公社) 香川県観光協会会長	三矢 昌洋
		(公財) 高松観光コンベンション・ビューロー理事長	古川 康造
		綾川町観光協会会長	前田 武俊
		(一社) 日本旅行業協会中四国支部香川県支部支部長	濱田 充
		香川県ホテル旅館生活衛生同業組合代表理事	三矢 昌洋
		高松中央商店街振興組合連合会理事長	古川 康造
	救護 (3名)	(一社) 香川県医師会会長	久米川 啓
		(公社) 香川県看護協会会長	富山 清江
		(公社) 香川県柔道整復師会会長	高橋 司
	道路・交通 (9名)	国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所長	多田 貴幸
		四国旅客鉄道(株) 代表取締役社長	四之宮 和幸
		高松琴平電気鉄道(株) 代表取締役社長	植田 俊也
		ことでんバス(株) 代表取締役社長	石川 雅章
		(一社) 香川県バス協会会長	佐藤 邦明
		香川県タクシー協同組合理事長	岩崎 康誠
		(一社) 香川県トラック協会会長	楠木 寿嗣
		香川県旅客船協会会長	堀川 満弘
		香川県レンタカー協会会長	牧 智弘

(順不同)

役職名	区分		団体名・役職名	氏名
	自治会等 (2名)		(一社)高松市コミュニティ連合会会長	角田 朝則
			綾川町自治会連合会会長	中山 彰
	行政 (10名)	香川県 (5名)	香川県交流推進部長	多田 仁
			香川県危機管理総局長	石川 恵市
			香川県土木部長	鈴木 通仁
			香川県教育長	淀谷 圭三郎
			香川県警察本部長	岡本 慎一郎
		高松市 (3名)	高松市創造都市推進局長	次田 吉治
			高松市消防局長	石尾 浩昭
			高松市教育長	小柳 和代
		綾川町 (2名)	綾川町経済課長	福家 勝己
			綾川町教育長	松井 輝善
監事	— (2名)		高松市会計管理者	青木 清安
			綾川町会計管理者	水谷 香保里

<36 団体・48 名>